

香川県中学校長会慶弔規定

総 則

第1条 この規定に含まれる会員は、香川県中学校長会の会員とする。

弔の場合

第2条 会員の死亡に際しては、次により弔意を表す。

- 1 本会より代表者（若干名）が会葬する。
- 2 本会より花輪一对と10,000円の弔慰金を贈る。
- 3 会員1名につき500円を出して香典とする。

第3条 会員の配偶者の死亡及び会員の父母（同居の義父母も含む）の死亡に際しては、次により弔意を表す。

- 1 本会より代表者が会葬する。
- 2 本会より花輪一对と5,000円の弔慰金を贈る。

第3条の2 第3条の弔意は、会員が訃報連絡で希望しない意思を表示している場合は表さない。

疾病の場合

第4条 会員が疾病により引き続き1か月以上の休暇療養を要する場合は、次により見舞をする。

- 1 本会より代表者が見舞をする。
- 2 本会より5,000円の見舞金を贈る。

災害の場合

第5条 会員の家族及び会員の勤務校が災害を受けた場合は、次により見舞をする。

- 1 会員の家族が災害にあった場合は本会から見舞電報を贈る。
- 2 会員の勤務校の災害の場合は本会から代表者が見舞をする。
災害の甚だしい場合は会長が理事会に図って見舞金を贈る。

慶の場合

第6条 会員が結婚の場合は本会から10,000円を贈って慶意を表す。

その他の場合

第7条 前条までの規定に含まれない事項については、会長が決定処理する。

附 則

この規定は、平成3年2月1日から実施する。

平成 3年2月1日改正

平成20年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成22年4月1日改正

平成29年4月1日改正

【備考】 弔の場合の対応

